

別紙様式3 (第3条関係)

## 論 文 要 旨

氏 名 \_\_\_\_\_ 林 千寿 \_\_\_\_\_

論文題目 (外国語の場合は、和訳を併記すること。)

\_\_\_\_\_ 慶長五年の戦争と戦後領国体制の創出 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

論文要旨 (別様に記載すること)

別紙の通り

- (注) 1. 論文要旨は、A4版とする。  
2. 和文の場合は、4000字から8000字程度、外国語の場合は、2000語から4000語程度とする。  
3. 「論文要旨」は、フロッピーディスク (1枚) を併せて提出すること。  
(氏名及びソフト名を記入したラベルを張付すること。)

本論は、一般的に関ヶ原合戦と呼称される慶長五年（一六〇〇）の戦いを、全国戦争という観点からとらえなおし、この戦いが戦後領国体制の創出にいかに関ったのかについて考察しようというものである。

従来、慶長五年の戦争は、美濃関ヶ原で勃発した戦いのみが注目され、ゆえに、徳川家康と石田三成ら豊臣奉行衆の政争として位置づけられてきた。確かに関ヶ原合戦は、徳川家康と豊臣奉行衆が戦前から抱いていた政治的欲求、すなわち豊臣政権の主導権を掌握するという欲求を、戦争という手段で実現しようとしたことで勃発したものであり、政争と位置づけられるべきものである。

しかし、戦いは美濃関ヶ原のみで勃発したわけではない。筆者が確認しただけでも、戦闘地域は四九ヶ所を数え、その範囲は、北は出羽国から南は日向国まで二二ヶ国に及ぶ。すなわち、全国をほぼ網羅する形で戦いが勃発したというのがこの戦争の実態であり、それは全国戦争としてとらえられるべきものである。そして、全国戦争という観点からこの戦争をとらえなおしてみると、それが家康や豊臣奉行衆の政治的欲求だけで成り立っていたわけではないことがわかる。

慶長五年七月下旬から慶長六年にかけて、陸奥国上杉領では伊達政宗（陸奥岩出山城主）と上杉景勝（陸奥会津城主）の戦いが勃発しているが、この戦いは、旧領（豊臣秀吉から没収された所領）を回復せんとする政宗の意志により引き起こされたものであった。同様の事例は、越後、美濃郡上・恵那郡、豊後速見郡においても確認でき、大名領主の旧領回復欲求が全国戦争勃発の一因をなしたことがわかる。

また、九州地域では、豊後速見郡以外でも複数の戦いが勃発しているが、その多くは、領地を拡大せんとする黒田如水（豊前中津城主黒田長政の父）と加藤清正（肥後熊本城主）の意志によって引き起こされたものであった。

このように、多くの戦いに、旧領回復ないし領地拡大を図ろうとする大名領主の意志が介在していたのであり、この戦争が大名領主の領地獲得欲求を主要な原動力として全国化していったことがわかる。

また、このような大名領主の領地獲得欲求と身上を確保せんとする西軍大名の意志が結びつくことで、関ヶ原合戦後も新たな戦いが生み出されていった。

関ヶ原合戦の結果が全国に伝わると、西軍大名の一部は、近隣東軍大名の領地獲得戦争に協力することで、身上を確保しようとした。たとえば、鍋島直茂（肥前佐賀城主）がそうである。戦争勃発当初、直茂は西軍味方の行動をとったが、九月下旬に至ると如水・清

正に筑後攻めへの加勢を申し出、筑後西軍領国に攻め入った。この筑後攻めは、清正の領地獲得戦争の一環として行われたものであるが、直茂がこれに協力したのは、清正や如水から味方の評価を獲得し、家康から所領安堵の裁定を引き出すためであった。同様の事例は、美濃大垣、丹波福知山、豊後臼杵、日向宮崎でも確認でき、政治的立場に収斂されない大名領主の身上再生産欲求が、新たな戦争を引き起こす一因をなしたことがわかる。

さらに、大名領主のはじめた領地獲得戦争が下級家臣層の生存欲求によって維持・拡大される場合もあった。九月下旬から一二月上旬にかけて、薩摩島津氏はその獲得を企図して肥後芦北郡佐敷（加藤清正領）に攻め入ったが、この軍事侵攻は、掠奪を自己目的とする下級家臣たちの手によって、味方大名たる小西行長の所領（芦北郡津奈木郷）にまで拡散され、芦北郡全域が戦火に巻き込まれることになった。

さらに、既得権益を守ろうとする下級家臣層の意志が戦いそのものを生み出す場合もあった。慶長五年一一月、家康は土佐長宗我部領の没収を決定し、領地請取りのため徳川家臣（井伊直政内衆）を土佐国に派遣する。これに対し、「一領具足」と称される在村の長宗我部下級家臣たちが、徳川軍の土佐上陸を妨害するなど、領地引渡しに抵抗する行動をとった。このため、土佐国では戦いが勃発することになったが、彼らが土佐国の没収に抵抗したのは、国主が交代することで、扶持米の受給権、在村権、在地における支配権といった既得権益が喪失してしまうことを恐れたからであった。

このように慶長五年の戦争は、家康や豊臣奉行衆の政治的欲求だけで成り立っていたわけではない。そこには、それぞれに自己の権益を維持・拡大しようとする諸階層の意志が介在していたのであり、ゆえに全国規模で戦いが勃発することになったのである。すなわち、慶長五年の戦争を全国戦争として成り立たせていたのは、政権抗争に収斂されない、諸階層の身上再生産欲求であった。

そして、戦後領国体制は、このような戦争のあり方に強く規定されながら創出されたものであった。

西軍大名領国の没収と再分配を通して、徳川一門・譜代領国が関東外に拡大していったことは周知の通りである。また、慶長五年の戦争の歴史的意味は、主にこの点に求められてきた。ただし、戦後の大名配置図をよくよく眺めてみるならば、中国、四国、九州といった西国地域には、徳川一門・譜代領国が一つも設置されていないことに気づく。この点に着目するならば、この戦争がもたらしたのは、徳川一門・譜代領国が増強されながらも、西国地域についてはその拡大が抑止されるという戦後領国体制だったということになる。

では、かくなる戦後領国体制は、いかにして創出されたのか。従来、この戦後領国体制は、東軍豊臣系大名に戦功に見合った加増をほどこしつつ、江戸と京都を結ぶルートを徳川領国化しようとする家康の統治戦略的意図に基づき創出されたものと理解されてきた。しかしながら、九州地域の事例を見る限り、戦後領国体制はかくなる家康の意図だけでできあがったものではない。

領地獲得を目的に発動された黒田如水と加藤清正の軍事行動は、九州西軍大名領国の没収を実現しながら展開していった。また、それは、家康の戦後処理に先立ち実現されたものであった。たとえば、家康が小西行長領の処分を正式に確定するのは、慶長六年に入ってからのことであるが、慶長五年一一月の内には、小西領は清正によって占領され、事実上の没収地と化していた。すなわち、家康がその処分を確定したときにはすでに、小西領の没収は清正の実力行使によって実現されていたのである。

そして、実のところ、家康が九州において没収の対象としたのは、如水や清正の手によってすでに没収が実現されているこれら西軍大名領国のみであった。九州西軍大名に対する戦後処理の状況を見てみると、没収地として諸大名に再分配されたのは、如水や清正によってすでにその居城が接収されている西軍大名領国であり、逆に彼らによって城を接収されなかった西軍大名領国については安堵された。すなわち、領地没収がすでに実現されている西軍大名領国が没収の対象となったのであり、家康の戦後処理が、西軍大名の当知行が喪失しているという現状を追認したものであったことがわかる。また、この点に着目するならば、九州の地に再分配されるべき没収地を創り出したのは、領地の獲得を目的として進められた如水・清正の軍事行動だったということになる。

そして、ここに創出された没収地が東軍豊臣系大名に再分配されることで、九州諸国の一国領有化が進展するとともに、三河岡崎は譜代領国化した。この没収地の再分配に、先に述べたような家康の統治戦略的意図が介在したのは確かであろうが、再分配可能な没収地が創出されていなければ、たとえ家康がそれを望んだとしても、このような領地配分はできなかったわけで、その意味で、九州諸国の一国領有化と三河岡崎の譜代領国化を可能にしたのは、領地獲得欲求に根ざした如水・清正の軍事行動だったということになる。

ところで、筆者の計算によると、戦前における九州西軍大名の領地高の合計は、二五〇万石余りに及ぶ。これは、全国諸地域の中でもっとも高い数字である。したがって、もっとも大規模な没収地が創出される可能性を有していたのは九州地域であったということになる。ところが、そのおよそ七割が安堵されたため、九州地域は大規模な没収地の供給源

とはなりえず、その没収高は中国・四国、東北、近畿、北陸を下回った。このことと、没収地の存在が徳川一門・譜代領国の増強を可能にしたことを考え合わせるならば、九州西軍大名領国の過半が安堵されたことは、徳川一門・譜代領国の更なる増強を抑止する役割を果たしたことになる。では、九州地域でかくも大規模な安堵の地が創出されたのはなぜか。

先に述べたように、如水・清正の侵攻を受けなかった西軍大名領国、つまり当知行の維持された西軍大名領国については安堵された。したがって、九州戦を通してその当知行が維持されたことが、九州西軍大名の安堵において決定的な意味をもったことになる。では、この当知行は、いかにして維持されたのか。

九州戦の進展の中で、九州大名間には、東西の枠組みを越えた自律的な和平が形成された。たとえば、九月下旬に至ると、鍋島直茂と如水・清正のあいだには、筑後攻めを合意点とする味方の関係が取り結ばれている。そして、如水と清正が直茂を味方に認定したということは、彼らの攻撃対象から鍋島領が除外されたことを意味する。つまり、鍋島氏の当知行は、九州大名どうしのあいだで取り結ばれた味方の関係の中で維持されたわけである。

ところで、直茂が如水や清正と味方の関係を取り結んだのは、身上を確保するためである。一方の如水と清正が直茂と味方の関係を取り結んだのは、彼らとその条件として、筑後攻めへの加勢を要求したことに示されるように、自己の領地獲得戦争を有利に進めるためであった。すなわち、九州大名たちは、自己の所領を維持・拡大するために、東西の枠組みを越えて近隣大名と手を結ぼうとしたのであり、このような営みの中で鍋島氏の当知行は維持されたわけである。

このように、如水と清正の軍事行動は、没収地を創出する一方で、保護されるべき味方の領域を拡大しながら進展していった。このような中、最後まで制圧すべき敵方所領として残されたのが薩摩の島津領である。慶長五年一〇月二五日に筑後柳川城を開城させた如水と清正は、加藤・黒田・鍋島・立花による薩摩攻めを計画し、その準備に着手する。

もし、この薩摩攻めが実行されていたならば、島津領は彼らによって占領され、島津氏の領国における当知行は喪失していた可能性が高い。しかし、実際には薩摩攻めは発動されず、島津領が他国大名軍によって占領されることはなかった。では、なぜ、薩摩攻めは回避されたのか。

薩摩攻めが回避されたのは、如水・清正と島津氏とのあいだに和平が成立したからであ

る。慶長五年一〇月末から一一月にかけて、如水・清正は立花宗茂を介して、「家康に佗言の使者を派遣するならば、薩摩攻めを取り止め、その佗言が成り立つよう馳走する」と島津氏に呼びかけており、彼らが主体的に島津氏と和平を取り結ぼうとしたことがわかる。また、島津氏がこれを受け入れたため、薩摩攻めは中止され、島津氏の当知行は維持されることになった。

なお、如水と清正が島津氏に和談を提示したのは、徳川秀忠の薩摩遠征を回避するためである。如水と清正は、秀忠の薩摩遠征が発動される以前に、佗言の使者を派遣するよう島津氏に強く求めており、彼らが秀忠の薩摩遠征を回避するために、島津氏に和談を持ちかけたことがわかる。また、彼らが、九州大名軍による薩摩攻めを志向しながらも、秀忠の薩摩遠征についてはこれを阻止しようとしたのは、島津領の占領が徳川主体で行われ、そのまま徳川領国化してしまう事態を恐れたためである。すなわち、このような和平が形成された背景には、九州の地に徳川領国を創出させまいとする如水・清正の意志が介在していたのである。

このように、島津氏ら九州西軍大名の当知行は、九州大名どうしが主体的に形成した和平関係の中で維持されたわけであるが、当知行が維持されたということは、家康がこれら西軍大名領国を没収しようとするれば、「新たな戦争」を発動しなければならなかったことを意味する。のちの徳川幕府が行う大名改易に当該大名領国の軍事占領が伴ったように、大名領国の没収は、その大名の領国に対する現実の支配を喪失させてはじめて実現するものであった。よって、家康が当知行の維持された西軍大名領国を没収しようとするれば、力をもってその当知行を排除するという戦争行為が不可欠であった。

そして、当知行の維持された西軍大名領国が安堵されたということは、家康が「新たな戦争」を選択しなかったことを意味する。つまり家康は、「新たな戦争」よりも、島津氏ら西軍大名領国を安堵する道を選んだわけであるが、家康がこのような選択をしたのは、「新たな戦争」を発動することができなかったからである。

家康が九州地域に対し、「新たな戦争」を発動しようとするれば、九州大名の協力が不可欠であった。このことは、土佐長宗我部領没収のあり方に端的に示されている。長宗我部領の没収を決定した家康が、これを執行すべく徳川家臣を土佐国に派遣したことは先に述べた通りであるが、徳川家臣が長宗我部下級家臣の攻撃を受けると、家康は四国大名に出軍を要請している。実際には、長宗我部側の抵抗が「一領具足」による小規模な反乱で終わったため、四国大名に出軍の命が下ることはなかった。しかし、家康が四国大名に出軍を

要請したことは、大名領国の没収を実現しようとするれば、近隣大名の協力が不可欠であったことを示しているといえよう。ましてや、九州最南端に位置する島津領の場合、行軍経路と兵站を確保するだけでも、九州大名の協力が不可欠であったはずである。

しかし、先に見たように、慶長五年一一月の段階で、如水・清正と島津氏とのあいだには、和平が形成されていた。また、この和平は、如水と清正が島津氏の佗言が成り立つよう家康に取り成すこと、つまり島津領の安堵を合意点として成立したものであった。このような和平を取り結んでいた如水と清正が、島津領没収のための薩摩攻めに合意するとは考え難く、九州地域に対しては、「新たな戦争」を発動しえないというのが家康の置かれた状況だったということになる。すなわち、九州大名間に取り結ばれた和平は、九州西軍大名の当知行を維持させただけでなく、家康がこれを追認せざるをえないという状況をも同時に創り出したのである。また、この点に着目するならば、九州の地に大規模な安堵の地を創出したのは、九州大名どうしの和平形成に向けた自律的な営みであったということになる。

このように、大名領主の領地維持・拡大欲求に根ざした九州戦は、再分配可能な没収地と安堵されるべき西軍大名領国の双方を創出しながら展開していった。そして、ここに創出された没収地が再分配されることで、九州諸国の一国領有化が進展するとともに、三河岡崎は譜代領国化した。一方で、安堵されるべき西軍大名領国が創出されたことで、徳川一門・譜代領国の更なる増強は抑止されることになった。すなわち、徳川一門・譜代領国が増強されながらも、西国地域についてはその拡大が抑止されるという戦後領国体制は、大名領主の領地維持・拡大欲求を基礎構造にもつ九州戦のあり方そのものに強く規定されながら創出されたものであった。